

# 認定講師規則

一般社団法人 NEA 日本まっげエクステ協会

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は協会理念に基づき、NEA日本まつげエクステ協会の講師会メンバーとして高い志を持ち、安全で正しいまつげエクステの普及と発展に努め、検定試験の試験官やコンテストの実行委員、各種セミナーでの講師活動などに積極的に取り組み、自らの意思により活動し貢献するために必要な事項を定める。

## 第2章 インストラクターの認定（認定講師）

### (認定)

第2条 プロアイリスト検定講師試験(インストラクター試験)に合格した者を認定する。

- 2 認定期間は翌年度末又は次回講師総会日迄とする。
- 3 認定更新は講師会の出席及び、適正を確認のうえ更新とする。

### (役職)

第3条 認定講師の役職は本部認定講師、常任本部認定講師、名誉本部認定講師から構成する。

- 2 役職は要件を満たす講師より、要件を満たす期間選任する。
- 3 本部認定講師は年間3回以上の試験官実績者より選任する。
- 4 常任本部認定講師は年間3回且つ累計20回以上の試験官、勉強会講師3回以上の講師より選任する。
- 5 名誉本部認定講師は常任本部認定講師連続3年以上の講師より選任する。

### (役職権限)

第4条 認定講師の役職により次の権限を有する。

- 2 本部認定講師は講師会の支部開催として講師支部会(以降講師会)することができる。
- 3 常任本部認定講師及び名誉本部認定講師は必ずしも副審を必要とせず検定試験を実施することができる。
- 4 名誉本部認定講師は検定審議委員となり、認定講師試験の試験官、認定校査察の査察官となることができる。

### (講師総会)

第5条 教育委員会が年に1回開催する講師総会では、認定講師、公認試験官として翌継続1年間継続するための重要事項を含む発表や研修等を行う。重要事項等は以後周知事項として扱うため、認定講師の出席は原則必須とする。

- 2 講師総会に出席する講師は、試験官実施時と同じ服装で出席しなければならない。
- 3 講師総会に出席し、認定講師の適正を認められた者は認定講師資格の更新となる。

4 やむを得ない事情により講師総会に出席することができない場合は、本部認定講師(または本部認定講師以上の上級役職講師)に支部会の開催を依頼し、支部会の出席をもって講師総会の出席に変えることができる。

#### (講師会)

- 第6条 講師総会に出席した本部認定講師は、講師総会の1ヶ月以内に支部会を開催することができる。
- 2 支部会では講師総会の内容と同じ内容を行う。
  - 3 支部会の開催後は、主催講師が出席者を速やかに教育委員会に連絡する。

### 第3章 認定講師の職責

#### (技術の向上)

第7条 認定講師は業界を率いる講師として、安全な技術と正しい知識の向上に取り組み、講師活動として必要なスキルを身に付ける。

#### (試験官やイベント貢献)

- 第8条 認定講師は試験官研修を受け、試験官としての活動を積極的に行う。
- 2 勉強会やコンテスト等のイベント時には自らの意思により積極的に活動し業界のために貢献する。

### 第4章 海外普及活動

#### (海外派遣講師)

- 第9条 日本国内の活動で貢献度の高い講師は、海外でのまつげエクステ技術の普及活動に参加することができる。
- 2 派遣実績により、国際認定講師に認定する。
  - 3 国際認定講師は別途定める規定により講師料報酬を受け取ることができる。

### 第5章 認定講師の義務及び懲戒

#### (認定講師の義務)

第10条 認定講師は本協会の活動に積極的に参加し貢献する。

#### (資格の停止等)

第11条 講師総会に欠席した場合、及び認定講師として不適正と認められた場合は資格の停止となる。

## 第6章 その他

### (休会および退会)

第12条 休会中の会員は、その期間中、及び復会后講師総会又は支部会の出席日まで、インストラクターの認定を停止する。

2 規定に沿って退会した者が復帰を希望する時は、各支部、及び検定審議委員会の審議を経て、承認を得なければならないものとする。

### (定年)

第29条 試験官長以外の試験官は、満60歳を迎えた年の12月31日をもって定年とする。

### (補則)

第30条 この規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

# 試験官規則

一般社団法人 NEA 日本まつげエクステ協会

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、NEA 認定校規定に基づき、協会が検定主催(共催を含む。以下同じ。)又は認定講師のプロアイリスト検定試験官となるべき者の資格及び試験実施に関し必要な事項を定める。

### (検定試験の審査)

第2条 協会が主催又は公認する検定試験の審査は、この規定に定める試験官(以下「公認試験官」という。)の資格を有する者でなければ、原則として行うことができない。

2 協会が試験官の派遣の依頼を受けた検定試験の審査についても、前項と同様とする。

3 海外から招聘する試験官は、当該国の資格を所持することを有する。

4 プロアイリスト認定講師は検定審議委員会の承認を受けることで公認試験官となることができる。

### (試験官の指名)

第3条 前条の検定試験の試験官は、公認試験官名簿に登録された試験官となるべき者の中から、認定校または協会が指名する。

2 検定審議委員会は、協会又は支部が主催又は公認する検定試験の試験官及び試験官長の指名について、認定校に、業務を委嘱することができる。

### (検定審議委員会)

第4条 検定審議委員会は名誉本部認定講師により構成する。

2 名誉本部認定講師・常任本部認定講師は、試験官の指導及び管理にあたる。

3 検定審議委員会は、試験官規定を作成し、運用する。

4 認定講師試験の試験官は名誉本部認定講師が行う。

### (地区認定校)

第5条 全国の認定校は地区によって支部を構成する。

2 認定校支部会については同地区内の認定校数、及び認定講師数によって、割り当てる。

### (試験官の種類)

第6条 試験官の種類は、次のとおりとする。

(1) 準試験官 試験官の見習い

(2) 公認試験官 主試験官・副試験官

### (公認試験官の認定基準)

第7条 公認試験官となる者は、講師試験を合格し検定審議委員会の承認を得た正会員であることを要する。

### (公認試験官の権能)

第8条 公認試験官は、次の職務を行うことができる。

- (1) プロアイリスト検定3級、2級、1級の試験官
- (2) 認定校に所属する場合は所属認定校での講師活動(認定校講師)

## 第2章 試験官の認定

### (公認試験官の認定)

第9条 公認試験官となるべき者は、検定審議委員会の審議を経て協会が認定する。

### (認定証の交付)

第10条 前条の規定により公認試験官となるべき者の認定を受けた者について、申請者には認定証を交付する。

- 2 公認試験官認定証の発行には別途手数料を要する。

### (名簿への登録及び備付)

第11条 公認試験官となるべき者の認定を受けた者については、公認試験官名簿に登載する。

- 2 協会及び支部は、全試験官の名簿を備え付けなければならない。

### (資格認定講習)

第12条 公認試験官となるべき者の認定を受けようとする者は、試験官研修を受けなければならない。

- 2 研修の方法並びに講習料その他講習、研修の実施に必要な事項については、別に定める。

### (資格認定の分野)

第13条 公認となるべき者の認定は、検定開催の国毎に行う。

- 2 前項の認定は、検定審議委員会の審議を経て、協会が承認する。

### (試験官の昇格)

第14条 国内試験官在任中の成績が優良者は、検定審議委員会の推薦を得ることにより、他国の公認試験官に任命することがある。

### (講師会)

第15条 教育委員会は、原則として毎年1回、講師総会を行う。

- 2 公認試験官は講師総会への参加が義務付けられる。
- 3 講師総会に欠席した公認試験官は一定要件を満たすまで試験官停止となる。

#### (認定資格)

第16条 公認試験官の資格認定を受けることができる者は、インストラクター試験に合格した正会員とする。

#### (公示)

第17条 公認試験官名簿は全国認定校に公示する。

### 第3章 検定審議委員会の職責

#### (試験官の指名)

第18条 検定開催認定校は公認試験官名簿より、同地区内の試験官を指名する。

- 2 試験官の選出は、試験官実施数が少ない者から公平に指名する。
- 3 指名した試験官が辞退した場合は辞退した記録を残し、次の試験官を指名する。

#### (試験官の派遣)

第19条 協会または検定審議委員会は、海外に派遣または他団体より依頼のあった時にその試験官を指名する。

### 第4章 試験官長

#### (試験官の指名)

第20条 (試験官長の資格)

開催する検定試験の公認試験官が3名以上有する際は、主催する認定校の公認試験官より1名を試験官長にあたる。

- 2 協会(協会を含む)が主催する検定試験の試験官長は、公認試験官の中から指名する。
- 3 試験官長は全ての試験結果が確定するまで試験官を解散させてはならない。

#### (主試験官と副試験官)

第21条 各受験者に主試験官(主審ともいう)と副試験官(副審ともいう)を1名ずつ設定する。但し、常任本部認定講師及び名誉本部認定講師は副試験官を必ずしも要さない。

- 2 主試験官は検定試験を円滑に行うよう努める。
- 3 減点項目、本数カウントは主試験官が行う。



## 第5章 試験官の義務及び懲戒

### (審査の受諾)

第22条 国際検定試験の審査を行う者は、あらかじめ検定審議委員会の承認を得なければならない。

2 公認試験官となるべきものは、海外より審査の依頼があった場合においても、検定審議委員会の承認がある前に受諾してはならない。

### (海外からの試験官の招聘)

第23条 検定試験を主催する者が、海外から検定試験の試験官を招聘する時は、あらかじめ検定審議委員会の承認を得なければならない。

2 招聘を折衝する者は、協会または主催者、検定審議委員会と十分に協議し、公正な選抜を旨としなければならない。

3 関係者は、折衝中の関係者の氏名を他に漏らしてはならない。

### (公認試験官の義務)

第24条 公認試験官は公明・厳正に採点し、かつ、誤審のないように採点する義務を有する。

2 公認試験官は、協会と利害相反する類似団体(及び機関)が開催するすべての検定試験等において審査をしてはならない。

3 公認試験官となるべき者が、協会又は認定校以外が主催する検定試験の審査を行うときは、本人又は主催者からあらかじめ書面により協会に届け出て、その承認を得なければならない。

4 公認試験官は、自己が担当した検定試験の審査結果を本人及び他の者に知らせてはならない。

5 公認試験官は試験内容を機密扱いとし、検定試験結果を、遅滞なく協会に送付しなければならない。

### (資格の停止等)

第25条 公認試験官に、前3項に違反する行為があったときは、協会は懲戒規定にもとづき、その者の試験官資格を停止し、又は、名簿から削除をすることができる。

### (懲戒事由等)

第26条 検定審議委員会は、公認試験官に次の各号に該当する行為が認められたときは、懲戒処分を行うことがある。

イ、度重なるミス・ジャッジ。

ロ、検定中、他の試験官と無用の会話。

ハ、試験審査表、学科試験、模擬試験の漏洩。

ニ、検定試験場にて、受験者との無用なコンタクト。

ホ、故意による加点や不正、又は不正の依頼。

ヘ、身だしなみ違反や遅刻など、公認試験官として相応しくない行為。

2 前項の行為は、その依頼を受けた場合においても検定審議委員会に報告しなければならない。

3 前項の報告義務を怠った試験官についても同様に懲戒されることがある。

4 前3項に定めるほか、検定審議委員会の規定に従わず、又は試験官たる義務を怠った者についても懲戒処分の対象となることがある。

#### (懲戒の種類等)

第27条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 注意

(2) 戒告

(3) 6ヶ月間の資格停止

(4) 1年間の資格停止

(5) 3年間の資格停止

(6) 無期限の資格停止

(7) 試験官名簿からの削除

2 前項第1号ないし第2号の懲戒処分については、認定校及び本部認定講師に委嘱することができる。

3 懲戒処分を受けた者がその懲戒に不服がある時は、検定審議委員会に再審査を求めることができる。

4 検定審議委員会が、第2項に基づき懲戒処分を行ったときは、検定審議会に対し、その内容を報告しなければならない。

#### 附則

1. 第30条の運用については、当分の間、教育委員会の定めるところによる。

2. この規定は、平成28年8月23日から施行する。